鮫川村復興計画

平成24年3月 鮫 川 村

◆ はじめに

東日本大震災は、本村においては3月11日に震度4.7を記録し、その後の余震では、4月11日に福島県浜通りを震源とする地震が発生し震度4.8を観測しました。 人的な被害はなかったものの、住宅の一部損壊、公共建物、道路等に多くの被害が発生しました。

村では、地震発生直後に「鮫川村災害対策本部」を設置し、ひとり暮らし高齢者の安 否確認、ライフライン、道路等の被害調査など「村民の安全と生活を守る」ことに総力 をあげて対応しました。また、県内の激甚被災地支援のため毛布の提供、避難所への炊 き出し、飲用水の提供に取り組み、「山王の里」において避難所を開設して浜通りから の避難者を受け入れて支援しました。

この大地震による災害に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多量の放射性物質が放出されたために大気、水、土壌、農地、森林などの汚染が広範に拡大し、農畜産物の出荷制限がされるなど、本村においても甚大な被害となりました。原子力災害による影響は、環境、健康、農林業、商工業、教育などあらゆる分野に及んでおり、汚染された放射性物質の除染による環境の浄化、及び風評被害克服を成し遂げることなしには本村の復興はあり得ません。また、農林業、商工業における出荷制限や風評被害による損失の損害補償は、国と東京電力の責任において適切に行われ、営業が再生するよう支援しなければなりません。

本村は、この困難な課題に全力で取り組み、村民の健康を守ることをはじめとして、村第3次振興計画(平成17年度~平成26年度)の基本理念である「まめな暮らしを生かした村づくり」の推進を図り、安心してくらせる心の通い合う地域の復興を図るものとします。

1. 基本方針

「鮫川村復興計画」は、東日本大震災による地震被害及び放射能の影響を克服し、より"魅力的な村を創る"ことを復興の基本理念とし、緊急かつ重点的な取り組みを示すものです。

① 本計画は、第3次振興計画(平成17年度~平成26年度)による"まめな暮らし

を生かした村づくり"の目標を共有し、本村の復興に向けてこれを補完するものです。 また、平成27年度からの第4次振興計画の策定においては、本計画を継承するもの とします。

- ② 原子力災害からの復興は長期の取り組みとなることから、復興を達成するまでの期間をおおむね10年間(平成23年度~平成32年度)とします。
 - ・平成23年度から平成25年度の3年間を「集中復旧期間」とし、公共施設の災害 復旧及び放射性物質の除染並びに健康管理対策などに取り組みます。
 - ・平成26年度から計画終期までは、「再生から発展の期間」として「安心・安全な "食"の再生、有機の里づくり、豊かな生態系の再生」などにより"まめで達者な 村づくり"施策の発展を図ります。

③ 計画の実効性の確保

- ・復興計画を実施するにあたっては、多大な経費を要することが予想されます。本村においては自主財源の増収は見込めないこと、及び国、県においては、東日本大震災による激甚被災地域への多額の財政支出が予想されることから、今後も行財政改革を進めて行く必要があります。
- ・本村における復興計画は長期間にわたることから、国の財政支援なしには実現が不可能であるため、地方交付税等の自由度の高い財政措置を行うよう国に強く要望し、 復興の財源確保を図ります。

④ 計画の見直し

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束の道筋が見えず、予断を許さない状況であることや、社会経済情勢の変化、復興の状況等をふまえ必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2. 基本構想

(1)村民の健康、くらしを守る

本村のほぼ全域が放射性物質により汚染されているもとで、村民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるために、居住環境のモニタリングによる状況把握、とりわけ子どもたちを放射能から守るための除染対策、及び長期間にわたる健康管理調査に取り組むことなどにより村民の健康とくらしの安全を守ります。また、大規模な災害に備える防災体制を確立します。

(2) 安心・安全な食の再生、産業の振興

安全な「食」の生産と生物多様性の維持・再生を同時に図ることができる「有機の里づくり」を推進します。本村で生産される農畜産物の安心・安全を一刻も早く取り戻さなければならないことから、きめ細かなモニタリングと情報の開示を行い

ます。また、有機の里づくりの拠点となる「堆肥センター」の良質堆肥づくりに不可欠な「落ち葉」を確保するため、山林の除染に取り組みます。

(3)美しい村の創造と豊かな生態系の再生

本村が目指している"美しい村の創造"は、放射能による環境汚染を克服することが不可欠です。農地、山林の除染により豊かな生態系の再生を目指します。また、これまで蓄積してきた大学との連携、都市交流、農村体験などの活動を活かして「村の魅力を広める」取り組みを推進します。

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

福島県復興ビジョンで示された「脱原発社会の実現」を支持し、本村に適した再生可能エネルギーの導入を促進します。

(5)原子力事故による農林業、商工業の損失補償の支援

農林業における生産物の出荷制限あるいは風評被害による損失、及び製造業、サービス業、観光業等の損失補償が適切に行われ事業の再生が図れるよう支援します。 また、原発事故に伴う「国の住民賠償」を県内全域、全県民に行うことを求めます。

3. 復興の施策

施策の柱1 村民の健康、くらしを守る

- ① 村民が生涯にわたり健康で安心して暮らせる仕組みづくり
- ・ 村内全域にわたるきめ細かなモニタリングにより「環境放射線量マップ」を作成 して汚染の状況を把握します。
- ・ 村民への放射線に関する迅速な情報開示と、放射線に関する知識の普及を図ります。
- · 福島県が実施する「県民健康管理調査」において、全村民が問診票を提出するよう支援します。
- ・ 村民の健康状態を将来にわたって把握するため、従来の生活習慣病健診、がん健 診と併せて、福島県が実施する県民健康診査(19歳から39歳)において、村 独自の検査項目を加えるなどにより、長期的な健康の見守りを行います。
- · 放射性物質測定機器の導入拡充により、家庭の井戸水等の自家用飲用水や米、野菜等の食品の検査体制を整えます。
- ・ 内部被ばくの受診機会確保のため、東白川郡の基幹病院(塙厚生病院)にホール ボディカウンターを導入するよう県に要望します。
- ② 妊婦、子どもを放射能から守る

- ・ 中学生以下の子どもと妊婦を対象とした「線量計等緊急整備支援事業」により個人線量計を貸与する事業に取り組みます。
- ・特に放射能の影響を受けやすい〇歳から18歳については、福島県が実施する「甲 状腺検査」の受診体制を整備します。また、震災に伴う子ども等の心のケア事業 に取り組みます。
- ・ 学校給食、こどもセンター給食に使用する食材の放射性物質検査を継続して実施 することにより給食の安全確保を図ります。
- ③ 大規模災害に備える防災体制の確立
- ・ 大規模な災害に備えるため、役場等の防災拠点施設の非常用電源設備の導入を図ります。また、迅速で確実な情報伝達・提供ができるよう情報通信ネットワークを整備します。
- ・ 避難所指定施設と災害対策本部との連絡体制を整備し、各行政区の集会施設を現 地災害対策の拠点として活用するための機能強化を図ります。
- ・様々な自然災害等を想定した防災訓練や避難訓練の定着を図り、大規模災害に備 えるため食料、日用品、燃料等の備蓄、供給体制を整えます。
- · 災害時緊急対応等のため、防災ヘリ離着陸場の整備を行います。
- · 原子力災害の緊急対応について、村防災計画の見直しを行います。
- ④ 除染による安心・安全な村づくり
- ・ 放射性物質に汚染された福島県の復興は除染をすることなしにはあり得ません。 本村においても徹底した除染により、被災前の状態に戻すことを目指します。
- ・ 原発事故による放射線から健康を守る原則は「できる限り被ばくを避ける」こと を基本として、子どもの生活環境の除染を優先してすすめます。
- ・ 本村における環境放射能による追加被ばく線量は、年間1ミリシーベルト以下(自然放射線を除く)を目標とします。この目標達成のために別途「鮫川村除染計画」を策定します。
- · 線量低減化活動支援事業等により、住民団体等の除染活動を支援します。

施策の柱2 安心・安全な食の再生、産業の振興

- ① 風評被害を克服して農林業の再生を図る
- ・ 安心して農作物を作付けできるよう、農地の「放射性物質分布マップ」を作成し、 必要に応じて農地や林地の除染を行います。
- ・ 放射性物質測定機器の導入拡充を図り、きめ細かなモニタリングを実施すること により農林産物、食品の安全確認と情報の開示を行います。
- ・ 研究機関、大学との連携を図り、栽培試験、土壌調査及び放射性物質除去技術の

研究をすすめます。

・ 風評被害克服のため、農業の6次化を推進し「安全・健康」をキーワードにした 加工品の開発と、首都圏にアンテナショップを開設して販売促進の取り組みを行 います。

② 農産物の安心・安全を確立しブランド化を図る「有機の里づくり」

- ・ 安全な「食」の生産と生物多様性の維持・再生が同時に図ることができる「有機 の里づくり」を産業再生の基本にして推進を図ります。
- ・安心・安全な農産物づくりを目指すため、良質堆肥生産製造に欠かせない「落ち葉」の確保が課題となっていることから、山林の除染に取り組みます。
- ・ 良質堆肥生産施設「豊かな土づくりセンター」の稼働と供給の安定を図り、安全・ 安心で"おいしい"農産物の鮫川ブランドを目指します。
- ・ 農産物の安心・安全の証となるエコファーマー、特別栽培農産物、有機栽培の認証を推進します。

③ 地域資源を生かした産業振興

- : 温泉、自然景観、生活文化や再生可能エネルギーを活用した中心市街地再生、観 光産業の復興を図ります。
- ・ 商工業において、風評による被害を受けた事業者に対し取引拡大・受注回復のための助成を図ります。また、金融、雇用の支援を図ります。
- ・ 農村体験活動など都市との交流拡大による村の賑わいをつくり、商業、観光の再生を図ります。
- ・ 農商工連携により地域資源を生かした6次産業化の取り組みを強めることにより、 地域経済の振興、雇用の創出を図ります。
- ・ 原発事故風評被害を克服するため、「復興支援員」を置くなどにより農林業、観光、 コミュニティー活性化等の支援を図ります。

施策の柱3 美しい村の創造と豊かな生態系の再生

- ① 放射能による環境汚染を克服する "美しい村の創造"
- ・ 美しい里山景観の維持・再生を図り、農村文化を生かした「全村公園化」を目指 します。
- ・ 中山間地域の農業が続けられることによって美しい里山景観がつくられることから、「まめで達者な村づくり」をはじめとした農業振興を推進します。
- · 村の中心部の賑わいづくりを目指して、「舘山公園」を中心としたエリアに花木や

紅葉が美しい景観づくりをすすめます。

- · 農地、山林の除染に取り組むことにより豊かな生態系の再生を図ります。
- ② 村の魅力を広める交流事業の促進
- ・ 東京農業大学との連携を活かした、研究活動、学科実習の受入を促進すると共に 「里山景観保全活動」を継続、発展させます。
- · 都市交流事業や農業体験受入などを通じた村の魅力を広める取り組みにより、二 地域居住や移住者受入を促進します。
- ・ 村農村体験交流協議会の機能を強化し、農家民泊の育成により「子ども農村体験 旅行」の受入再開を目指します。

施策の柱4 再生可能エネルギーの導入推進

- ・ 福島県復興ビジョンで示された「脱原発社会の実現」を支持し、本村に適した再 生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー利用を促進するため、 産学官連携した試験、研究に取り組みます。
- · 一般家庭への太陽光発電施設設置を促進するため補助金交付制度を創設します。
- 公共施設への太陽光発電施設の導入をすすめます。
- ・ 鮫川村バイオマスヴィレッジ構想による間伐材活用等のバイオマス利活用を促進 します。
- ・ 「脱原発社会の実現」は節電が不可欠な取り組みとなることから、節電対策を普及します。
- · 鮫川村地域新エネルギービジョン(平成16年2月策定)の見直しを行います。

施策の柱5 原子力事故による農林業、商工業の損失補償

- ・ 農林業の出荷制限あるいは風評被害による損失、及び製造業、サービス業、観光 業等の損失補償が適切に行われるよう東京電力及び国に求めるとともに、補償が 円滑にすすめられるよう関係団体と連携して支援します。
- ・ 原発事故に伴う「国の住民賠償」を県内全域、全県民に行うことを求め、関係市 町村と連携して国に働きかけます。